

公 告

平成16・17年度において京都市交通局が実施する物品の製造の請負又は買入れその他の調達契約に係る競争入札に参加する者の追加の申請を受け付けるので、必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、次のように定めます。

なお、既に、平成16・17年度競争入札参加資格を有する者は、今回は申請を要しません。

平成16年8月23日

京 都 市 公 営 企 業 管 理 者

交 通 局 長 島 田 與 三 右 衛 門

1 追加の受付を行おうとする物品等の種類

次に掲げる業種以外の業種（「その他」）

印刷、文具類・書籍、学校・保育用品、家具・什器・雑貨、繊維・皮革・ゴム製品、消防用品、写真機械・青写真・第二原図、電気機械・器具、機械器具・工具、測定機器・理科機器・医療機器、車輛（電車車輛を除く）、食料・飼料・植物類、薬品・塗料・燃料、看板・標識・金属プレート、建築資材、貸物（リース）・会場設営、不用物品売却、運搬、環境測定、洗濯、広告、人材派遣、建物管理、清掃、警備、電車車輛製造、電車車輛内装、電車車輛台車、電車車輛用装置、レール、軌道用品、軌道保線機器、鉄道設備機器・管理、上下水道用資材・器材

2 競争入札参加者の資格

競争入札に参加しようとする者は、管理者が必要と認める場合を除き、次に掲げる資格を有する者とします。

(1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当し、2年を経過しない者及

びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
- (4) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- (5) 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- (6) 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (7) 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

なお、平成16・17年度京都市交通局競争入札参加資格審査申請において適格と認められ、京都市交通局競争入札参加有資格者名簿に登載された者は、本公告による新たな申請は必要ありません。

3 資格審査の申請

(1) 申請書類の入手方法等

申請書類は、1部提出することで、交通局、市役所及び上下水道局に共通申請となります。申請書類は、公告の日以降、次の場所で1部800円で入手できます。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎地階東側 有限会社ライフプランサポート

電話 075-222-4141

販売時間は、午前9時から午後4時45分までです。

なお、郵送での販売も行っています。

(2) 申請受付の時期

平成16年8月30日(月)から平成16年9月1日(水)まで

受付時間は、午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時までとします。

(3) 申請受付の場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8 番地

京都市役所本庁舎1階 京都市理財局財務部調度課

(4) 提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ その他管理者が別に定める書類

(5) 作成に用いる言語等

ア 申請書類等は、日本語で記入してください。外国語で記載したものは、日本語の訳文を添付してください。

イ 申請書類等の金額表示は、外国貨幣額によるものは邦貨額に換算して記入してください。

(6) 申請書類等は、直接持参してください。郵送での受付は行なっていません。

4 結果通知

競争入札参加資格審査結果通知書により、その結果を通知します。

5 資格の有効期間

平成16年10月1日から平成18年3月31日まで

6 その他

(1) 提出書類の記載事項等に変更が生じたときは、速やかに書面で届け出るものとします。

(2) 今回の資格審査申請において適格と認められ、京都市交通局競争入札参加有資格者名簿に登載された者に、次のいずれかにより営業の承継があった場合においては、上記2(2)から(6)までに掲げる資格について、前営業者の資格を承継するものとみなします。

ア 相続したとき。

イ 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の代表取締役役に就任したとき。

ウ 会社が解散し、会社の代表取締役がその営業を譲り受け、個人営業者とな

ったとき。

エ 会社が合併し、合併前のいずれかの会社の代表取締役が、合併により新設された

会社又は合併後存続する会社の代表取締役に就任したとき。

オ 会社がその組織を変更し、他の種類の会社となったとき。

カ その他管理者が必要と認めるとき。

7 問い合わせ先

〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町48番地

京都市交通局本館2階 京都市交通局企画総務部財務課管財契約係

電話 075-822-9132

(交通局企画総務部財務課)